

電気工事士技能試験判定員の募集について

(財) 電気技術者試験センターは、電気工事士技能試験判定員の募集を次のとおり行います。

- (1) 募集受付期間 平成21年12月18日(金)～平成22年1月18日(月)
- (2) 募集数 総数120名、内訳は概ね次のとおり
北海道地区：10名、 東北地区：18名、 関東地区：22名、
中部地区：15名、北陸地区：5名、関西地区：14名、
四国地区： 7名、九州・沖縄地区：29名、
- (3) 業務内容 電気工事士技能試験の判定業務
- (4) 勤務地 各地区の技能試験会場
- (5) 勤務日 3日程度/年(主に技能試験実施日、研修日、その他当センターが必要と認める日)
○技能試験実施日 (平成22年度の場合)
平成22年6月5日(土)
平成22年7月24日(土)、25日(日)
平成22年10月2日(土)
平成22年12月5日(日)
○研修日 1日(平成22年4月下旬～5月下旬を予定)
- (6) 判定員手当 28,000円/判定業務1日当たり
研修受講者には、研修手当を別途支給します。
- (7) 旅費交通費 別途支給します。
- (8) 保険等 労働災害保険を適用します。
なお、当センターの加入している社会保険の対象にはなりません。
- (9) 応募資格 次の①から④の条件を全て満たす者
①第一種電気工事士である者等、技能試験判定員の要件(電気工事士法施行規則第13条の7第3号)(注)のうち、いずれかに該当する者
②技能試験日当日、各地区の担当試験会場において技能試験判定員として従事できる者であって、当センターの研修を受講できる者
③判定員業務に耐えうる健康を有する者(1年以上従事できる者)であって、満65歳位までの者
④国家試験の判定員として相応しい人格を有し、守秘義務を遵守できる者

(10) 応募方法 応募される方は、当センター所定の略歴書（写真貼付）及び技能試験判定員の要件を満たすことを証する書面（免状の写し等）を同封のうえ、平成22年1月18日（月）までに当センターあてに郵送して下さい。書類選考の後、面接日等（筆記試験及び面接試験を行います）を通知します。なお、応募書類は返却しません。

応募書類の個人情報につきましては、採用選考及び判定員選任業務以外の目的には利用しません。

(11) 応募先及び問い合わせ先

(応募先)

〒104-8584

東京都中央区八丁堀二丁目9-1（秀和東八重洲ビル8F）

(財)電気技術者試験センター試験業務部

(判定員応募書類在中)と朱書き

(問い合わせ先)

電話 03-3552-7651

FAX 03-3552-7838

メール info@shiken.or.jp

(12) (財)電気技術者試験センターホームページ

<http://www.shiken.or.jp/>

(注) 技能試験判定員の要件（電気工事士法施行規則第13条の7第3号）は別紙のとおりです。

技能試験判定員の要件

1、技能判定員の要件（電気工事士法施行規則第13条の7第3号）

- イー1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- イー2 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあった者
- イー3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であって、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあったもの
- イー4 電気工作物検査官の職にあり、又はあった者
 - ロ 第1種電気工事士である者
 - ハ 第2種電気工事士であって、電気工事に関する業務に5年以上従事した経験を有するもの
 - ニ 電気事業法第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状、同項第2号の第2種電気主任技術者免状又は同項第3号の第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有するもの
 - ホ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校又は旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校において電気工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有する者
 - へ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条による職業訓練指導員免許（免許職種が電気工事科であるものに限る。）を受けている者（平成5年3月31日までに免許職種が電気科の職業訓練指導員免許を受けている者及び同法附則第6条第1項の規定により職業訓練指導員免許を受けたとみなされた者（免許職種が電気であるものに限る。）を含む。）
 - ト イからへまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

2、その他の要件

- ① 試験センターの指定する研修を受講できる者
- ② 判定員業務に耐えうる健康を有する者（1年以上従事できる者）であって、満65歳位までのもの
- ③ 国家試験の判定員として相応しい人格を有し、守秘義務を遵守できる者

技能試験判定員の要件に該当する旨を証する書類について(補足説明)

○要件 イー１．２．３．４に該当する場合の提出書類

各項目に該当する場合の提出書類は、以下のとおりです。

要件項目	提出書類
イー１	電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授（旧：助教授）の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可）または、同職の辞令等（写）
イー２	電気工学に関する学科を担当する教員の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可） または、同職の辞令等（写）
イー３	電気工学に関する学科を担当する教諭の職にある（あった）ことを証する学校長の証明書（コピー不可） または、同職の辞令等（写）
イー４	電気工作物検査官の職にある（あった）ことを証する辞令等（写）

なお、イー３でいう教員職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による高等学校教諭の専修免許状とは、旧法では下表右欄の免許状となり、高等学校教諭一級普通免許状がこれに該当します。

免許状の種類（平成元年 4 月 1 日以降）	免許状の種類（平成元年 3 月 31 日以前）
高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭一級普通免許状
高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭二級普通免許状

○要件 ロ、ニ、ホ、へに該当する場合の提出書類は、以下のとおりです。

要件項目	提出書類
ロ	第 1 種電気工事士免状の写し(電気工事士法第 4 条の 3、講習受講記録欄を含む)
ハ	第 2 種電気工事士免状の写し及び実務経歴証明書(電気工事に関する業務 5 年以上)
ニ	第 1・2・3 種電気主任技術者免状の写し及び実務経歴証明書(電気技術に関する業務 5 年以上)
ホ	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは旧専門学校令または旧中等学校令による実業学校で電気工学に関する課程を修めた卒業証明書の写し及び実務経歴証明書(電気技術に関する業務(電気実習) 5 年以上)
へ	職業能力開発促進法第 28 条による職業訓練指導員免許(免許職種が電気工事であるもの)の写し

技能判定員略歴書

写 真	フリガナ 氏 名		生 年 月 日
			昭和 年 月 日
	住 所	〒 ー ー 電話 (ー ー)	
勤務先及び役職名			
勤務先所在地		〒 ー ー 電話 (ー ー)	
学 歴 (最終学歴必須)			
職歴及び役職名 (最終職歴必須)			
要 件 該当する項目を○印で囲んでください。	イー 1	大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授(旧:助教授)の職にあり、又はあった者	
	イー 2	専修学校の専門課程において電気工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあった者	
	イー 3	教育職員免許法による高等学校教諭専修普通免許状を有する者であって、高等学校で電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあったもの	
	イー 4	電気工作物検査官の職にあり、又はあった者	
	ロ	第一種電気工事士である者	
	ハ	第二種電気工事士であって、電気工事に関する業務に5年以上従事した経験を有するもの (従事した期間:別紙実務経歴書のとおり)	
	ニ	第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であって電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有するもの (従事した期間:別紙実務経歴書のとおり)	
	ホ	大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧専門学校及び旧実業学校において、電気工学に関する課程を修め卒業し、かつ、電気技術に関する業務に5年以上従事した経験を有する者 (卒業学校の種類: 大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、旧専門学校、旧実業学校) (従事した期間:別紙実務経歴書のとおり)	
へ	職業訓練指導員免許(免許職種が電気工事科である者に限る。)を受けている者		

実務経歴証明書

ふりがな			生年	昭和	年	月	日
氏名			月日				
現住所	〒 - TEL - -						
勤務先 (現在又は過去)	名称						
	所在地	〒 -		TEL	-	-	
退職年月日 (退職者のみ)	平成	年	月	日	退職		
実務経験の期間及び内容							
所属部署及び役職名	期間	職務の内容					
通算期間	年	月	_____				
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。							
平成 年 月 日							
法人名 (法人以外の場合にあっては事業所名)							
代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命件者等の氏名)							
							